

東京電力福島第一原子力発電所内で作業に従事している皆さまへ

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

こんなこと、ありませんか？

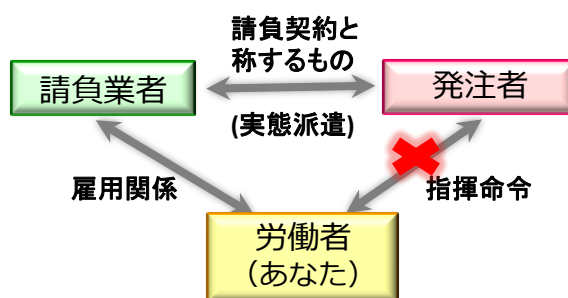
- ▶雇われた会社ではない別の会社の人から作業指示を受けている
- ▶あらかじめ聞いていた作業内容・賃金と実際の仕事・金額が違う

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。たとえ請負契約を結んでいても、雇用している会社が指揮命令を行わず、他社が指揮命令を行っている場合は、いわゆる「偽装請負」または「違法な労働者供給」に該当し、法令違反です。「おかしいな」と思ったら、まず、労働局にご相談ください。

このような雇用形態は「法令違反」です！

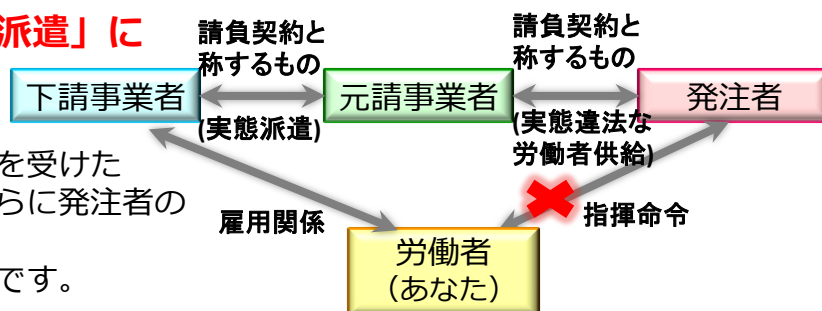
いわゆる「偽装請負」にあたる場合

請負契約の形を取っていても、実態として「発注者」から「労働者」へ指揮命令がある場合には、いわゆる「偽装請負(実態派遣)」とみなされ、労働者派遣法違反となります。



多重請負がいわゆる「二重派遣」にあたる場合

請負契約と称して労働者の派遣を受けた元請事業者が、その労働者をさらに発注者の指揮命令下で働かせることは、いわゆる二重派遣にあたり違法です。



「偽装請負・二重派遣かな」と思ったら、ご相談ください！

岩手労働局 需給調整事業室

019-604-3004

福島労働局 需給調整事業室

024-529-5746

労働条件の明示がないのは「法令違反」です！

労働基準法では、雇用契約を結ぶ際に、労働条件について書面で明示しなければならない事項が決められています。あとで、事業主と「言った」「言わない」のトラブルを防ぐために、雇用契約を結ぶ際は、書面の内容をしっかりと確認し、納得した上で契約を結びましょう。

書面で明示されなかったり、下記の事項が書かれていない場合には、労働局や労働基準監督署にご相談ください。

※ 明示された労働条件が事実と異なる場合は、すぐに労働契約を解除できます。

なお、労働者が就業のために住居を変更していて、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合は、使用者は必要な旅費を負担しなければならないと定めています。

書面で明示しなければならない事項

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所・従事する業務
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制で勤務をさせる場合の就業時転換
- ⑤賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り・支払の時期
- ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

労使協定なく、賃金の一部が差し引かれているのは「法令違反」です！

賃金に関するルール

賃金は、働いた方に全額支払われることが基本です。親睦会費や寮費などを賃金から天引きする場合は、労使協定が必要とされています。

また、健康診断にかかる費用等は、使用者が負担すべきものとされています。

**「おかしいな」と思ったら、迷わずご相談ください！
相談についての秘密は守ります。**

岩手労働局監督課

019-604-3006

盛岡監督署 019-604-2530

花巻監督署 0198-23-5231

宮古監督署 0193-62-6455

一関監督署 0191-23-4125

釜石監督署 0193-23-0651

大船渡監督署 0192-26-5231

二戸監督署 0195-23-4131

福島労働局監督課

024-536-4602

福島監督署 024-536-4610

郡山監督署 024-922-1370

いわき監督署 0246-23-2255

会津監督署 0242-26-6494

白河監督署 0248-24-1391

須賀川監督署 0248-75-3519

喜多方監督署 0241-22-4211

相馬監督署 0244-36-4175

富岡監督署 0246-35-0050